

第4回大学入試のあり方に関する検討会 ～提出資料～

令和2年3月19日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 央戸和成

1 合理的配慮の提供

(「大学入学者選抜関連基礎資料集」第3回検討会の参考資料2 参照)

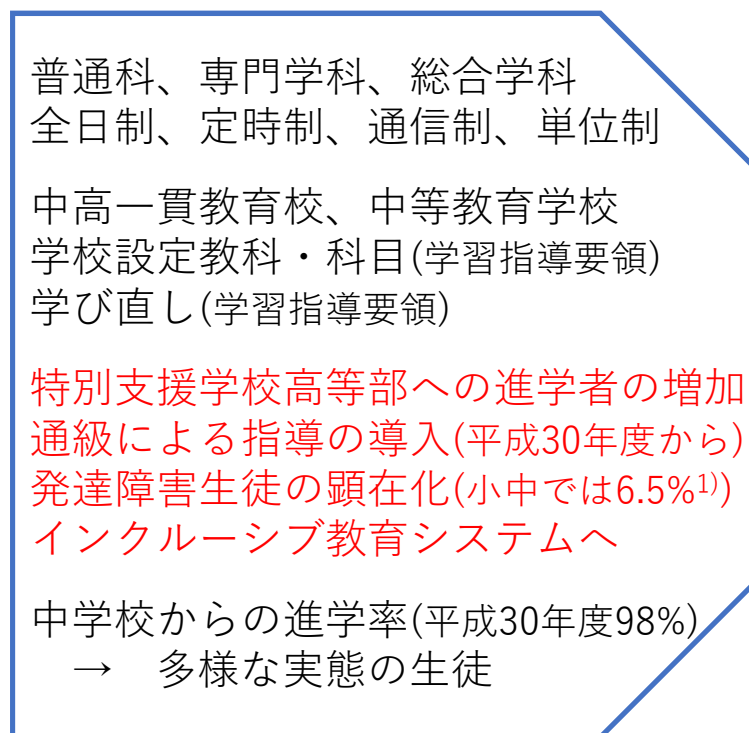
- 国連の障害者権利条約において規定 → 我が国も平成26年1月に批准
- 批准に先駆け、国内法の整備 → 平成25年に障害者差別解消法の公布
平成28年4月同法の施行
- 本人等から合理的配慮の申し出 → 合意形成 → 合理的配慮の提供
 - ※ 国・地方公共団体等(国公立学校など) → 法的義務
 - ※ 民間事業者(学校法人など) → 努力義務
- 大学入試センター試験における受験者ごとの提供実態 (参考資料2の92コマ 参照)

・点字(文字)解答と時間延長 ・別室受験 ・リスニングの音止め方式 ・リスニングの免除
・プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式 ・補聴器の使用 ・手話通訳士等の配置と注意事項等の文書による伝達 ・代筆解答と時間延長 ・車椅子や机の持参と使用 ・拡大文字問題冊子の配布 など

→ 一人一人の申し出について、センターで確認し、合理的配慮の提供を実施

2 特別支援教育の視点から眺めた「高大接続」

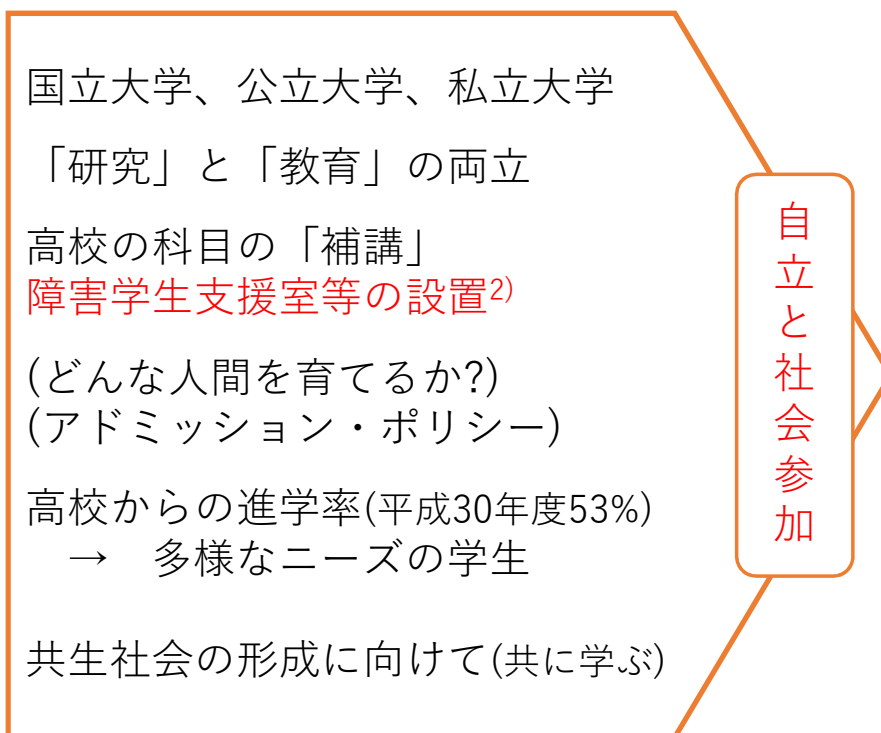
<高校・高等部の多様な実態>



自立と社会参加

入学試験
(多種多様)

<大学の多様な実態>



自立と社会参加

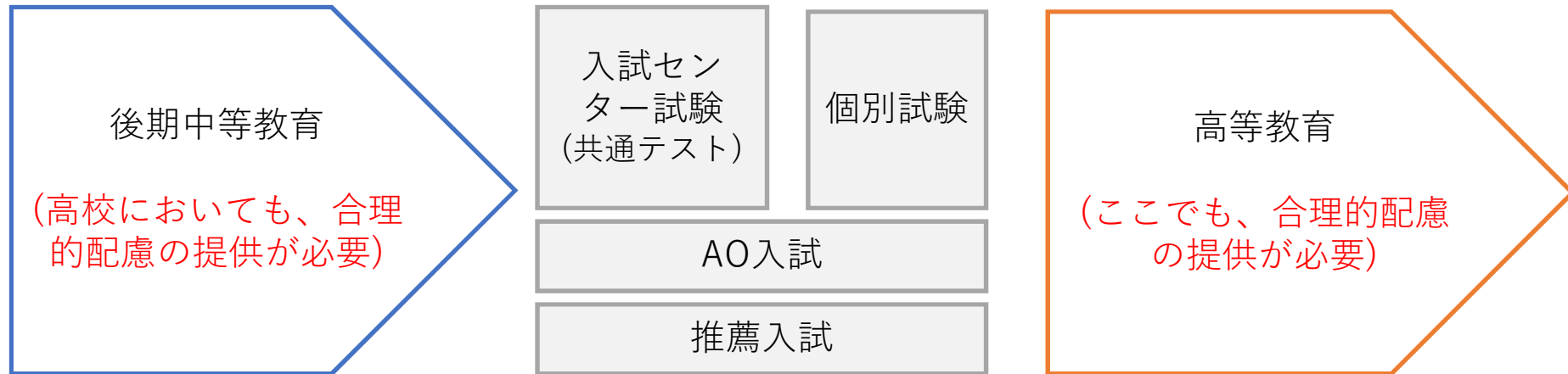
「個に応じた指導」
合理的配慮の提供

1) 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果 文部科学省初等中等局特別支援教育課 平成24年

「個に応じた学修」
合理的配慮の提供

2) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ) 文部科学省 平成29年

3 大学入試について



- 多種多様な入学試験をすぐに整理できるか? → 段階的な取組
- 英語の四技能(使える英語の獲得)、記述式問題(思考力等の育成)は、必要。
→ 共通テストで、すぐに行えるか?
様々な試験に、どのように盛り込むか?
- 英語民間試験活用の際には、合理的配慮の提供をどう考えるか?
- 合理的配慮は、大学入学後の学修においてこそ、重要!